

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

エンジェル税制の確認書

Q：エンジェル税制の適用にあたって必要となる書類の詳細が明らかになったそうですが、どのような書類が必要なのでしょう。

A：「通商産業局長の交付する確認書」などが必要です。

【解説】

平成9年度税制改正で創設されたエンジェル税制（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例）は、その適用に当たって各種の書類を確定申告書に添付することとされていますが、その書類の詳細が明らかになりました。

その柱となるのは、「通商産業局長の交付する確認書」で、その他「株式投資契約書の写し」、「株式異動状況明細書」、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「損失金額の計算等に関する明細書等」、「清算終了の登記簿謄本等」、又は「株式の取引報告書」などを確定申告書に添付することになります。

また、通商産業局長から交付される「確認書」の発行申請書には、投資家と会社の氏名、名称及び住所、取得株式数、1株あたりの発行価額、払込み金額を記載します。申請には、商業登記簿謄本、定款、財務諸表、株主名簿、確定申告書別表二の同族会社の判定に関する明細書、投資契約書の写し、取締役会議事録などの書類を添付することになりますが、設立1年未満などの場合は、財務諸表に替えて社内組織図等でもよいとされていますし、申告書別表二も不要です。

